

1 大磯町消防審議会について

大磯町消防審議会は、地方自治法及び大磯町附属機関の設置に関する条例の規定に基づき設置された町長の附属機関で、設置目的及び所掌事務は次のとおりです。

(1) 設置目的

消防行政の運営に関する事項について、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること

(2) 所掌事務

- ア 消防の組織に関すること。
- イ 消防の運営に関すること。
- ウ その他、町長が必要と認める事項

2 これまでの審議内容について

平成元年度 大磯町消防年報について、大磯町消防のあゆみについて（消防協力金）

平成2年度 消防業務活動の近況について、消防団員の確保について、第5分団詰所
改築の陳情について【答申書提出】

消防団の充実について、団員報酬・運営費の引上げについて

平成3年度 消防団の充実と強化について

平成8年度 事業報告及び事業計画について（消防団の訓練結果報告）、常備消防の火
災・救急出動報告について

平成15年度 消防概要について

平成22年度 消防広域化検討結果について

平成24年度 大磯町消防団組織の見直しについて【答申書提出（参考資料1参照）】

3 今後の審議事項について

町長からの諮問事項について、御審議のうえ現委員の任期中に答申をいただく予定です。

(1) 諮問事項

大磯町消防庁舎の再整備に関すること

以上

memo

消防行政の現状と課題

I 常備消防（消防本部・消防署）

1 職員体制について

(1) 現状と課題

本町の常備消防は昭和43年に職員23人で発足し、以降、複雑多様化する消防需要に応え、町民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、条例定数を増やし消防力の強化を図ってきました。【表1参照】

しかし、本来必要な人員数からは大幅に不足しており、さらに本町においては小規模自治体ながら2署（本署・国府分署）を有していますが、1署並の職員数であるため本署・分署とも人員が不足しており、多くの職員が本部事務（総務・予防）と消防業務を兼務しています。このため、有事の際に出動できる車両が限られ、また職員の訓練・研修の機会確保や休暇取得等に苦慮しています。【表2、3参照】

表1 条例定数の推移

単位：人

昭和43年	昭和52年	昭和63年	平成4年	平成7年	平成29年
23	28	35	40	45	50

表2 常備消防力の基準と現有消防力の比較

(令和4年4月1日現在)

要因	区分	整備数 (台)	算定数 (人)	現有数 (人)	算定数と比較した現有数 に対する不足数(人)
署所(第4条)		2			
消防ポンプ自動車(第5・27条)		3	37	32	44
はしご自動車(第7・27条)					
化学消防車(第8・9・10・27条)					
その他特殊車等(第16・27条)					
救急自動車(第13・28条)		2	17		
救助工作車(第14・29条)		1	14		
指揮車(第15・30条)		1	8		
小計		7	76	32	44
通信員(第31条)			3	3	
予防要員(第32条)			3	1	2
庶務の処理等の人員(第34条)			9	12	-3
合計		7	91	48	43

- ・算定数の算出根拠及び表内の条数は「消防力の整備指針」（平成12年1月消防庁告示第1号）によるものです。
- ・予防要員の現有数は、専任の予防要員が1名という意味で表記してあるもので、予防要員と隊員を兼務する職員は計上していません。
- ・庶務の処理等の人員は、専任の職員7名、産休職員1名、消防学校への入校者4名を合計した12名となっています。
(出典：消防年報)

<p>【参考】整備指針に基づき1日当たり必要な人員（括弧内は実際の人数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本署（除く署長） 19人（7～8人） 消防自動車2台×4人、救急自動車1台×3人、救助工作車1台×5人、指揮車1台×3人 ・分署（除く分署長） 7人（3～4人） 消防自動車1台×4人、救急自動車1台×3人

表3 類似団体比較 (令和3年4月1日現在)

	大磯町	二宮町	葉山町	千葉県栄町
実人数	46人	46人	55人	46人
署所数	1本部2署	1本部1署	1本部1署	1本部1署
人口	31,096人	27,441人	31,559人	20,181人
面積	17.23 km ²	9.08 km ²	17.04 km ²	32.51 km ²

(出典：消防年報、人口統計、神奈川県市町村要覧、千葉県勢要覧)

(2) 今後の取り組み

近年多発する自然災害や救命救急需要の増大に対応し、町民の生命財産を守るため、消防力の強化は必要不可欠です。このため、職員体制の強化はもとより、後述する消防広域化や消防庁舎の再整備は喫緊の課題であります。

2 消防広域化について

(1) 国の方針

総務省では、平成18年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、県を通じ市町村に対して消防の広域化を積極的に進めるよう働きかけがありました。

市町村の消防の広域化の必要性（市町村の消防の広域化に関する基本指針より）

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。(以下略)

(2) 本町の取り組み経過

国県の働きかけを受け、本町では平塚市及び二宮町と消防広域化に向け協議調整を進めました。しかし諸条件で調整が整わず、当面両市町と共同指令センターを運用し、相互応援協定による連携等で様子を見るという状況になっています。

<経過>

- ・平成25年度 1市2町消防の広域化検討委員会 設置
- ・平成29年度 検討結果の報告
「1市2町における消防の広域化は当面見送り」⇒検討会の休止
- ・平成30年度「市町村の消防の広域化に関する基本指針(総務省消防庁)」改正
広域化推進期限を令和6年4月とする(6年延長)
- ・平成30年度 神奈川県消防広域化推進計画の改正
大磯町・二宮町^{※1}を「特定小規模消防本部」(消防吏員50人以下)に該当する「消防広域化重点地域」に指定 ⇒県消防課：広域化検討の推進を図る

※1 二宮町は、令和4年4月1日に消防職員の条例定数を51人に増員し特定小規模消防本部の要件を外れたため、現在、県内では本町のみ。

(3) 各消防本部(特定小規模消防本部)内での協議概要(令和元年度)

ア 大磯町消防本部

国府分署のあり方の検討も含め、平塚市及び二宮町との1市2町の広域化が最善と考える。

イ 二宮町消防本部

共同指令センターを1市2町で運営しており、旧中郡からの行政歴史もあるため、平塚市及び大磯町との広域化検討の再開に向け協議調整を図りたい。

(4) 今後の対応について

1市2町消防の広域化検討委員会を再開し、広域化に向けた調整を進める必要があります。当面の対応として、新型コロナウイルス感染症問題が落ち着き次第、二宮町と人事交流を実施する方向で協議を進めています。

3 消防庁舎の再整備について

現庁舎(消防本部・消防署)は、昭和49年の竣工から48年が経過しますが、これまで耐震補強工事や部分補修などにより庁舎機能を維持してきました。しかし、近年施設設備の劣化が顕著となり、施設の維持管理のための人的、財政的負担が大きくな

令和4年度第1回大磯町消防審議会
 っています。また施設や敷地が狭小のため、複雑多様化する消防業務に対し様々な弊
 害が生じています。

このため、令和4年度に改定された「大磯町公共施設等第1期個別施設計画 前期・
 後期計画 2017年(平成29年度)～2026年(令和8年度)」において、消防庁舎は
 「消防・救急・救助等の災害活動拠点となる施設であるが、施設等の老朽化が進んで
 いることから、大規模改修又は建替等の調査・検討を行う。」と位置付けられました。
 また消防本部については、役場新庁舎へ移転する方針が打ち出されています。

表4 大磯町公共施設等第1期個別施設計画

第1期(平成29年度から令和8年度まで)の計画

施設名	スケジュール									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
本庁舎		複合化 《建替》 調査・協議 決定		基本構想		基本計画 基本設計 実施設計		工事着手		利用開始
保健センター		複合化 《建替》 調査・協議 決定		基本構想		基本計画 基本設計 実施設計				解体 撤去
消防署		複合化 《建替》 調査・協議 決定		計画的な 予防・維持 保全の推進		計画的な予防・維持保全の推進				建替えの検討・決定・実施
消防本部 《新庁舎へ集約》		複合化 《建替》 調査・協議 決定		基本構想		基本計画 基本設計 実施設計		工事着手		利用開始

(出典：大磯町公共施設等第1期個別施設計画 前期・後期計画)

II 非常備消防（消防団）

1 消防団

(1) 現状と課題

本町の消防団は明治22年に壮年者(青年会の前身)により町内単位で組織された「自衛消防組」を前身とし、昭和22年の消防団令の公布により自治体消防として正式に発足しました。その後、昭和29年の大磯町及び国府町の合併により、昭和30年に「大磯町消防団」が2本部10分団487名体制で発足しています。

昭和43年の常備消防発足後も、消防団は地域防災力の担い手として必要不可欠な組織であり、特に東日本大震災を契機に消防団の重要性が再認識され、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」も制定されました。

しかし、近年は団員数の減少や団員の就業形態の多様化により地域防災力の維持に課題が生じています。【表5、6参照】

表5 消防団員数の推移

(各年4月1日現在 単位：人)

昭和57年	平成4年	平成14年	平成24年	令和4年
183	178	176	166	159
1本部12分団				

(出典：消防年報)

表6 職業別消防団員数

(各年4月1日現在 単位：人)

年	農業	漁業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務員	その他の産業	合計
昭和57	33		21		1		29			13	10	76	183
平成4	3		24	40	4	10	16	4	3	29	4	22	159

(出典：消防年報)

また、本町では類似団体に比べ分団数が多く1団当たりの団員数が少ないため、非常時に出動が困難な分団が生じる懸念もあります。さらに消防車両や分団詰所の維持更新経費も嵩むことから、平成23年には町長から当審議会に「大磯町消防団組織の見直しについて」の諮問書が出され、平成24年に分団の答申書を提出しています。

答申書では、11分団と3分団を統合の上、当該分団の定数増を提言していますが、東日本大震災により消防団の重要性が改めて認識されていた時期でもあることから、分団の統合は見送られ今日に至っています。【表7、参考資料1参照】

表7 類似団体消防団設置状況 (令和4年4月1日現在 単位：人)

	本部	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	1分団あたり
大磯町	8	12	11	12	14	13	15	9	11	12	15	13	14	159	12.6
二宮町	3	14	15	14	15	15								76	14.6
寒川町	3	20	20	15	20	15	15	20	20	15	15			178	17.5
葉山町 ^{※2}	6	25	21	21	21	29	27							150	24

※2 葉山町の数値は令和3年4月1日現在

(出典：消防年報)

(2) 今後の取り組みについて

本町ではこれまでも、地域の協力のもと消防団員の確保を図り、処遇改善にも取り組んでまいりました。しかし、少子高齢化の進展や町民意識の多様化等により、団員の確保はますます厳しくなることが想定されます。このため、平成30年に総務省消防庁から公表された「消防団員の確保方策等に関する検討会報告書」等も参考にしながら更なる取り組みを図ります。また、仕事や家族の都合等により活動時間が制約される方でも参加し易いように、機能別消防団員・分団^{※3}の導入についても検討を進めます。【参考資料2参照】

※3 機能別消防団員・分団

より多くの方に消防団活動に参加いただくための制度。それぞれの技能やメリットを活かしながら、特定の活動や時間の許す範囲での活動ができます。

<主な活動例>

【機能別消防団員】(予防団員) 住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動。(広報団員) 消防の諸行事や市主催のイベント等で消防団をPRする。等

【機能別消防分団】(バイク隊) 車両が通れない場所への救援物資の運送や、震災時の情報収集等を行う。(ドローン隊) 災害時の被害状況把握や行方不明者の捜索活動等を行う。等

以上

大磯町消防庁舎再整備について

1 消防庁舎の現状

現庁舎（消防本部・消防署）は、昭和49年(1974年)の竣工から48年が経過しますが、耐震補強工事や部分補修などにより庁舎機能を維持してきました。しかし、経年劣化により施設設備全体の老朽化が進んでいます。

(1) 施設概要

表1 施設概要

施設名称	消防署・消防本部	国府分署
所在地	大磯町大磯 1075 番地	大磯町月京 6-10
敷地面積	815.62 m ²	国府支所、図書館分館と複合
建築年	S49 (1974)	H8 (1996)
建築面積	495.16 m ²	—
延床面積	1,384.961 m ² (3階武道館 486.160 m ² を含む)	181.85 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造含) 地上4階建	鉄骨造地上2階建(分署は1階部分)
備考	津波災害警戒区域 (R3 神奈川県指定)	



消防署・消防本部

2 消防庁舎の課題

(1) 施設の老朽化

現庁舎は内装外壁や設備類の老朽化が進み補修頻度が増え、維持管理の負担が重くなっています。特に外壁や配管類などの屋外設備は、塩害の影響もあり劣化が激しく、抜本的な対策が求められています。

表2 主な改修経過

実施年度	改修等概要
平成2～3年度	改修工事
平成5年度	耐震補強工事
平成20年度	空調設備改修工事
平成26年度	非常用自家発電設備整備
平成28年度	アスベスト対策工事
平成30年度	女子職員用設備整備工事
令和2年度	外壁補修工事、給水管修繕、受水槽修繕、消防長室空調修繕
令和3年度	屋上防水工事、事務室空調修繕
令和4年度	汚水管修繕

(2) 災害応急対策拠点としての課題

ア 耐震性

平成5年の耐震補強工事により、改修後の I_s 値（構造耐震指標）^{※1}は0.67～2.73と新耐震基準値を上回っています。しかし、近年は災害応急対策拠点としてBCP（事業継続計画）上重要な公共施設は、新耐震基準を上回る耐震性が求められています。一方、現庁舎は耐震改修後30年近く経過し、玄関前の梁が大きくたわみ事務室内の床面が沈下するなど建物全体の歪み、劣化が進んでおり、大地震が発生した際には建物の損傷などで施設の利用ができなくなる恐れがあります。

※1 新耐震基準= I_s 値0.6以上 ただし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省）では、重要な官庁施設は「1類（ I_s 値0.9以上）」または「2類（ I_s 値0.75以上）」の基準が目標とされている。

イ 津波対策

敷地全体及び前面道路が神奈川県より津波災害警戒区域に指定されており（基準水位0.1m～0.2m）、最大クラスの津波が発生した場合、消防・救急活動に支障を来すことが懸念されます。

(3) 施設の狭小化

竣工後約48年の間、救急需要の増などにより現庁舎の職員数は4割以上増え、平成7年に制度化された緊急消防援助隊に対処するため車両や資機材も増えており、施設内に車両が収まらず車庫の扉を閉められない等、防犯上の課題も生じています。

さらに、女性職員用設備の整備や各種OA・ICT機器の導入等により執務空間は不足し、会議室や訓練室はもとより資機材収納場所も確保できない状況です。したがって、各種会議は外部施設の借用が必要で職員の負担増を招いているうえ、突発的な災害発生等への対応にも遅れが生じる恐れがあります。

また、現下においては感染症等感染拡大防止への対応のため、仮眠室や浴室の個室化、消毒室の整備等が必要とされていますが、現庁舎ではスペースの問題から対応は難しく、職員の安全・衛生確保や消防力の維持に対するリスクが生じています。

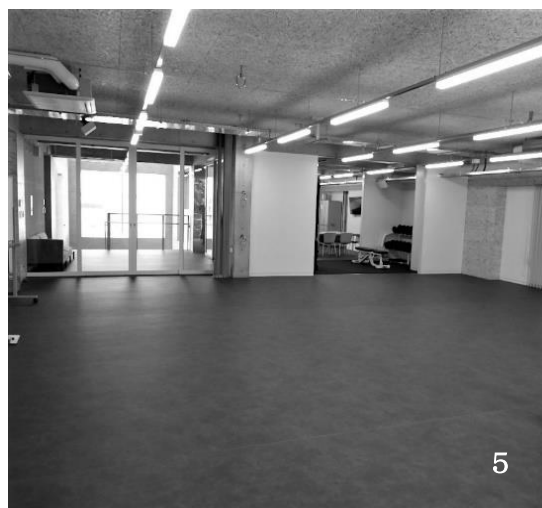
表3 消防現勢及び消防業務実態比較表

年	昭和49年(竣工時)	令和2年
人口	27,635人(昭和50年4月1日)	31,096人(令和3年4月1日)
世帯	6,992世帯(昭和50年4月1日)	12,786世帯(令和3年4月1日)
消防職員数	25人	36人
国府分署 ^{※2}	—	11人
保有車両等	10台(車両8台、他2台) ・消防ポンプ自動車2台 ・化学消防ポンプ自動車1台 ・積載車1台 ・救急車2台 ・指令車1台 ・広報車1台 ・小型動力ポンプ2台	15台(車両9台、他6台) ・消防ポンプ自動車2台 ・救助工作車1台 ・防災資機材運搬車2台 ・防災活動車1台 ・高規格救急車2台 ・指揮車1台 ・小型動力ポンプ6台
国府分署	—	2台(車両2台) ・消防ポンプ自動車1台 ・高規格救急車1台
火災発生件数	16件(建物3、林野4、車両1、他8)	17件(建物7、車両1、他9)
救急件数	出場560件、搬送人員553人	出場766件、搬送人員711人
国府分署	—	出場720件、搬送人員699人
予防業務件数	612件(火災予防届出202・危険物届出35、消防同意375)	796件(火災予防届出657・危険物届出27、消防同意112)

※2 国府分署の数値は外数

(出典：昭和49年度版消防年報、令和2年版消防年報)

近年整備された消防署（小田原消防署成田出張所）



- 1 各階に整備された浴室 2 各階に整備された洗濯乾燥室 3 個室化された仮眠室
4、5 訓練室
6 1階に整備された防火衣装着室 7 1階に整備された救急消毒室

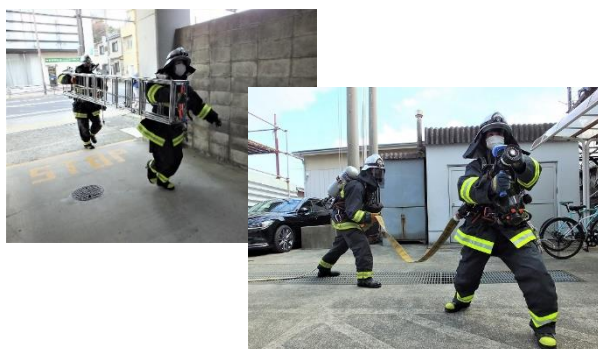
(4) 狭小な敷地

現敷地は約815㎡ですが、消防署としては極めて狭小な敷地です。このため、車両や資機材の保管施設及び車両展開空地が不足しているため、資器材や車両の点検スペースもなく、頻繁な車両の移動を要するなど作業効率も悪い状況です。

また、敷地内には救助技術の維持向上のための専用の訓練場が無く、十分な訓練ができないため、大磯運動公園や大磯ロングビーチ等外部施設の借用等で対処せざるを得ない状況です。



車庫からはみ出た車両(防犯ネット対応)



敷地内通路での消火訓練



車庫上の仮設訓練塔で救助訓練

(5) バリアフリー対応

消防庁舎には法令に基づく各種届出等のほか、児童生徒の校外学習等で一定数の来庁者がありますが、段差が多くエレベーターや多目的トイレが無い等バリアフリー化に対応していません。このため、高齢者や身体の不自由な方はもとより、一般の方にも使い勝手の悪い施設となっています。

(6) 2署所体制

署所(消防署又はその出張所)の数は、総務省消防庁が平成12年に告示した消防力の整備指針(以下「整備指針」という。)において、市街地の区域内人口3万人では1署所が目安とされています。しかし本町では、西部地区の防災力向上を目的として平成8年に国府分署(以下「分署」という。)を設置し、2署所体制となっています(表

1参照)。これにより西部地区の救急体制が強化され、町民の安心、安全の向上に大きく寄与してきました（表3参照）。

しかし、職員数が十分に確保されない中で2署所（4隊体制）を維持するため、1隊当たりの職員数を制限せざるを得ない状況です。このため、整備指針に基づき本来必要とされる人員^{※3}は、1日当たり消防署（以下「本署」という。）が19人、分署が7人とされていますが、実際には本署が1日当たり7～8人、分署が3～4人程度で部隊を運用しています。したがって、同時に出動できる車両が限られるだけでなく、職員の訓練・研修の機会や休暇取得等が制限されている状況となっています。

※3 整備指針に基づき1日当たり必要な人員（括弧内は実際の人数）

- ・本署（署長を除く） 19人（7～8人）
消防自動車2台×4人、救急自動車1台×3人、救助工作車1台×5人、指揮車1台×3人
- ・分署（分署長を除く） 7人（3～4人）
消防自動車1台×4人、救急自動車1台×3人

3 再整備の方向性について

再整備にあたっては、現庁舎の大規模改修、現敷地での建替え及び移転建替えが考えられます。しかし、現敷地は周囲に住宅が密集しているため敷地の拡張は難しいことから、大規模改修や現敷地での建替えでは前項で掲げた狭小な施設や敷地に因る諸課題の解消は困難であると考えられます。また、今後消防活動に必要な施設の機能等を整備するのも困難な状況です。さらに、施設整備時に発生する仮設庁舎のリース料や借地料等も勘案すると、費用対効果の面からも妥当ではありません。したがって、消防庁舎の再整備は移転建替えを前提に検討を進めます。

また、総務省では平成18年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を告示し、災害や事故の多様化及び大規模化や住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする消防力を確保するため、特に小規模消防本部に対し積極的に広域化を進めるよう働きかけがなされました。

本町においても、平成25年度に平塚市及び二宮町と「1市2町消防の広域化検討委員会」を設置し、平成30年度にかけて協議を重ねましたが、諸課題の調整が整わず委員会は休止し、1市2町による共同消防指令センターの設置にとどまり現在に至っています。しかし、今後発生が懸念される大規模災害等に備えるためにも広域化の検討は重要であり、消防庁舎の再整備にあたっては、将来の広域化も視野に入れて検討する必要があります。

以上